

# 河内長野市立東中学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月1日 施行  
令和 8年 4月1日 改正

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

河内長野市立東中学校（以下、「本校」という。）においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、法第13条の規定に基づき、「河内長野市いじめ防止等基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「河内長野市立東中学校いじめ防止基本方針」をここに制定する。

## 2 いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※ 「一定の人間関係」とは、同じ学校・学級や部活動の生徒に限らず、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、学校の内外を問わず、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

### (2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。

したがって、いじめに該当するか否かについて、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈をすることのないように努めなければならない。

法第2条にある「心理的または物理的な影響」とされる具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

#### <具体的ないじめの態様（河内長野市教育委員会）>

- 冷やかす・からかい悪口・脅し文句
- 仲間はずれ・無視
- 遊ぶふりで叩く蹴る・軽くぶつかる
- ひどくぶつかる、叩く蹴る
- 金銭要求
- 隠される・盗まれる・壊される・捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- SNS 悪口 等

### (3) いじめの防止等に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、本校では以下の3点に留意しながらいじめの防止と対策に教職員一丸となって取り組んでいく。

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という強い認識を持つ。
- 「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という危機意識を持つ。
- 「いじめを受けた生徒の生命・心身を守り抜く」という信念を持つ。

上記の基本理念を踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、本校区すべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、どの生徒もいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、9ヶ年にわたる継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

## 3 いじめ防止等の対策

### (1) いじめ防止等のための組織

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「河内長野市立東中学校いじめ・不登校対策委員会」を設置する。詳細は以下のとおりとする。

#### <いじめ・不登校対策委員会について>

- ① 構成員：校長（設置者）、教頭、生徒指導主事、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭・【SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）】
- ② 主な活動内容
  - 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成または承認を行う。
  - いじめの防止等の対策のための各年度の年間計画の作成・実行・検証等を行う。
  - 情報共有を週に1回行うとともに、校内外における相談・通報の窓口となる。
  - いじめの有無を把握するためのアンケート（東中生活アンケート）を学期に1回実施し、調査結果を回収し、共有する。
  - いじめ事案が発生した場合の対応検討及び、いじめの解消経過の共有を行う。
  - 教職員の資質向上のための校内研修を行う。

### (2) いじめ防止等のための対策と主な取り組み

#### ① いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのためには、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、自分が困った時に、それを言葉で伝え合うことができるようなコミュニケーション能力の向上を図る。

これらの取り組みにより、生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

### ＜いじめの未然防止に向けた本校の主な取り組み＞

- いじめに向かわせないための取り組みとして、生徒会活動を通じ、東中タイムなどで生徒自身が「よりよい学校生活」について自主的に考え、議論する等の機会をつくる。
- 生徒がいじめに向かわない心の育成のために、人権学習において生徒が互いの「思い」を伝えあい「違い」を認め合う活動を通して、相手の心の痛みを心で想像することのできる豊かな人権感覚を身につけ、自他の「命」や「尊厳」を大切にできる生徒の育成をめざす。
- 居心地のよい学年・クラスづくりを行うために、日々の委員会活動や係活動を通して、お互いを認め合える集団となるよう、学年集会や朝学活・終学活で効果的な取り組みを行う。
- 教職員を対象とした、いじめの防止対策にかかる校内研修を行う。

## ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、すべての大人（教職員・保護者）が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

### ＜いじめの早期発見に向けた本校の主な取り組み＞

- いじめの早期発見のため、すべての生徒を対象とした「東中生活アンケート」と「個別カウンセリング」を、学期に1回程度行い、生徒がいじめを訴えやすい体制をとり、いじめの実態把握に取り組む。  
※ アンケート調査やカウンセリング等において、生徒が自らSOSを発信することは、生徒にとって多大な勇気を要するものであることから、生徒の相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。
- 日常の観察として、授業はもちろんのこと、登下校や休み時間などにおける生徒の様子を注意深く見守ると同時に、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 保護者と連携して生徒を見守るため、日常から丁寧な家庭連絡を実施し、生徒の家庭での様子を把握することに努める。

## ③ いじめへの対処

### 1. 職員共通認識事項

いじめを発見した場合や、いじめの相談を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学校としての組織的な対応を行う。また、学校の教職員が『いじめに係る相談』を受けた場合において、「いじめ・不登校対策委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを職員で共通認識する必要がある。

事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処にあたっては、「問題行動対応チャート」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、適切に対応する。その際、必要に応じて専門家や関係諸機関と連携を行う。

いじめの認知及び指導の経過については記録を作成し、校内での状況共有を図るとともに、進級・進学・転向にあたっては、個人情報にも留意しながら適切な引継ぎに努める。

## 2. いじめに関わった生徒への指導やその後の見守りにおける留意点

- 【いじめを受けた生徒（被害者）】や【いじめを知らせてきた生徒（報告者）】の安全確保を最優先に考え、必ず守り通すという姿勢を明確にして、生徒の心の安定を図りながら対応する。
- 【いじめをはやしたてたり、おもしろがったりして見ている生徒（観衆）】や、【見て見ぬふりをしていた生徒（傍観者）】であっても、いじめを受けている子どもにとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていく。  
※（観衆）や（傍観者）の中にも、様々な思いを抱えている生徒がいるという点についても留意しながら指導にあたる。
- 【いじめた生徒（加害者）】には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行っってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。  
その際、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。
- いじめが一旦解決したと思われる場合でも、教職員の見えないところでいじめが続いていたり、解決はしたが、心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

## ④ ネット上のいじめへの対処

インターネットの特殊性による危険やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラルの重要性を認識する必要がある。特に家庭においては、生徒がスマートフォン等の通信機器の所持や使用方法について、保護者が所持させることの必要性や使用方法について、一定のルール作りをしておくなど保護者責任を明確にすることが求められる。

また、学校においても以下の点に留意し、情報モラルに関する指導力の向上に努めると同時に、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、保護者や地域への啓発に努めることが重要である。

### ＜ネット上のいじめへの対処における留意点＞

1. ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷等の方法で保存するとともに、教職員で対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
2. 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。
3. 書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
4. 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を人権教育の視点を持って学習する機会を設ける。
5. ネット上のいじめに関しても、被害・加害の生徒だけの問題とせず、全ての生徒が自分たちの社会である学校の中で起きた社会問題として捉え、生徒が主体となって考えていく活動を組織し、取り組んでいけるよう、全ての教職員がその活動の支援をする。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記第1項の例として、

- 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 等が予想される。

また、第2項の「相当の期間学校を欠席すること」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、これにかかわらず、学校又は教育委員会の判断で調査に着手することが必要である。さらに、重大事態の対処にあたっては、いじめを受けた生徒や保護者からの申し立てがあったとき、学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで、報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態発生の提供及び報告

学校は、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、重大事態が発生した場合及びその調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることが大切である。

また、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合  
いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合  
当該生徒の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し調査に着手する。

## 5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめにかかる行為が止んでいること。  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。

※ いじめの解消経過については、月例職員会議にて職員全体で確認を行う。

## 6 いじめ防止 年間計画（本基本方針に沿って、以下のとおり実施する）

時期	主な取り組み
一学期	4月 ● オリエンテーション（仲間づくり） ● 東中ガイドブック（校則）の読み合わせ ● 生徒指導主事&養護教諭講話【全学年】 ● 家庭訪問
	5月 ● 5月東中タイム（校則など、自分たちの学校生活について考える時間） ● 東中生活アンケート（1学期）⇒記載内容をもとに、「個別カウンセリング」 ● 体力強化週間 ● SC アンガーマネジメント講話【1年生】
	6月 ● 各学年行事に向けた取り組み ・1年生：宿泊学習   ・2年生：職場体験学習   ・3年生：修学旅行 ● QUテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）
	7月 ● 7月東中タイム（校則など、自分たちの学校生活について考える時間） ● 河内長野市こころのアンケート（1学期） ● 犯罪非行防止教室【全学年】 ● 期末懇談（1学期） ● 小中合同あいさつ運動【中学校生徒会&小学校児童会】
8月	（2年生リーダー研修会） ○ 職員研修（QUテストの確認）
二学期	9月 ● 体育大会に向けた取り組み
	10月 ● 10月東中タイム（校則など、自分たちの学校生活について考える時間） ● 東中生活アンケート（2学期）⇒記載内容をもとに、「個別カウンセリング」 ● 合唱コンクールに向けた取り組み
	11月 ● 11月東中タイム（校則など、自分たちの学校生活について考える時間） ● 河内長野市こころのアンケート（2学期） ● 法教育出前授業【2年生】
12月	● 服装セミナー【3年生】 ● 小学生体験入学【小学6年生】 ● 期末懇談（2学期） ● 小中合同あいさつ運動【中学校生徒会&小学校児童会】
三学期	1月 ● 1月東中タイム（校則など、自分たちの学校生活について考える時間） ● 東中生活アンケート（3学期）⇒記載内容をもとに、「個別カウンセリング」
	2月 ● 2月東中タイム（校則など、自分たちの学校生活について考える時間） ● 河内長野市こころのアンケート（3学期）
	3月 ● 3年生を送る会に向けた取り組み
随時	● 学年集会（週1回） ● 委員会活動（月1回） ● スマコンタイム（月1回） ● 花いっぱい運動（月1回） ● 球技大会・お楽しみ会等の学年行事（学期1回） ○ いじめ・不登校対策委員会（週1回）⇒職員会議で情報共有（月1回） ○ 小中連絡会【児童・生徒の情報共有】（学期1回）